花見台地区

計画図（地区整備計画図）(2/2)

S=1/2,500

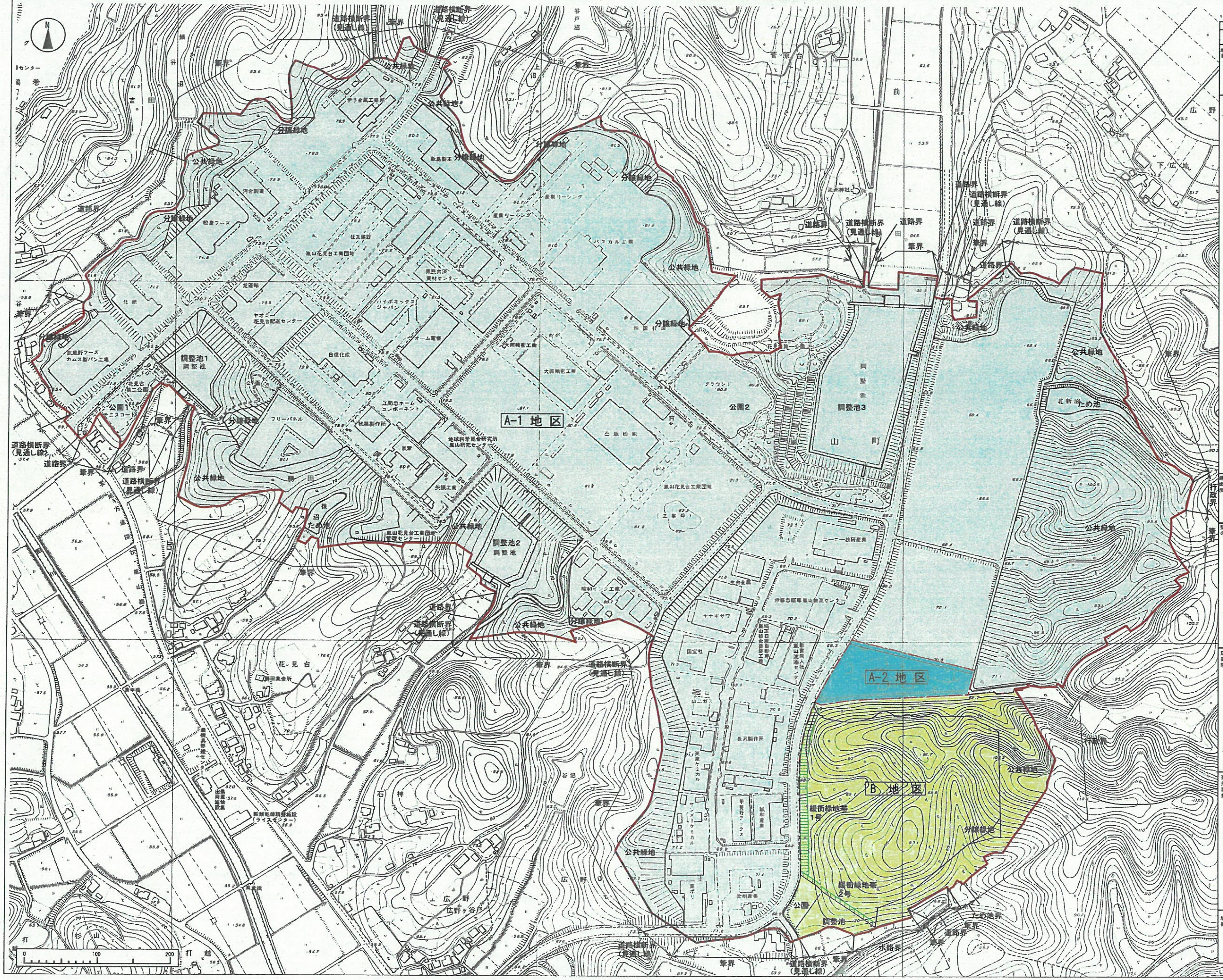

<table>
<tr><th colspan="6">凡　例</th></tr>
<tr><td colspan="5">地区計画区域（面積　約100.4ha）
地区整備計画区域（面積　約100.4ha）</td><td>▭</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地区の区分</td><td>区分の名称</td><td>A-1地区</td><td>A-2地区</td><td>B地区</td><td rowspan="2">A-1地区 ▭
A-2地区 🟦
B地区 🟨</td></tr>
<tr><td>区分の面積</td><td>約90.1ha</td><td>約1.2ha</td><td>約9.1ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の用途の制限</td><td>次の各号のいずれかに該当する建築物は建築してはならない。
1　神社、寺院、教会その他これらに類するもの
2　診療所
3　老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
4　自動車教習所
5　畜舎
6　カラオケボックスその他これらに類するもの
7　公衆浴場
8　展示場
9　火葬、墓地管理業、冠婚葬祭業の用に供する建築物
１０　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第3号に規定する営業を営む施設
１１　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物
１２　火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定する火薬類の貯蔵又は処理に供するもの</td><td>－</td><td>次の各号のいずれかに該当する建築物は建築してはならない。
1　住宅
2　共同住宅、寄宿舎（当該地区内にて事業を営む企業の従業員の用に供する寄宿舎を除く。）又は下宿
3　老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
4　物品販売業を営む店舗（その用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以下のもので、当該地区内の工場で製造、加工する製品を主に販売又は提供する施設を除く。）又は飲食店
5　図書館、博物館その他これらに類するもの
6　ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の6の2で定める運動施設
7　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの
8　神社、寺院、教会その他これらに類するもの
9　診療所
１０　老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
１１　自動車教習所
１２　畜舎
１３　カラオケボックスその他これらに類するもの
１４　公衆浴場
１５　展示場
１６　遊技場
１７　火葬、墓地管理業、冠婚葬祭業の用に供する建築物
１８　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第3号に規定する営業を営む施設
１９　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物
２０　火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定する火薬類の貯蔵又は処理に供するもの</td><td>A-1地区 ▭
B地区 🟨</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の敷地面積の最低限度</td><td colspan="2">建築物の敷地面積の最低限度は、3,000㎡とする。</td><td>建築物の敷地面積の最低限度は、5,000㎡とする。</td><td>A-1地区 ▭
A-2地区 🟦
B地区 🟨</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面の位置の制限</td><td>道路境界との距離</td><td colspan="2">建築物の外壁又はこれに類する柱の面から道路境界線までの距離は、道路境界線から4.0m以上としなければならない。（なお、公共桝及び防火水槽用地は当該敷地の一部とみなす。）
ただし、延べ面積30㎡以内の物置、その他の付属建築物については、この限りでない。</td><td rowspan="2">建築物の外壁又はこれに類する柱の面からの距離については次に掲げるとおりとする。
ただし、延べ面積30㎡以内の物置、その他の付属建築物については、この限りでない。
(1)緩衝緑地帯までの水平距離は2m以上としなければならない。
(2)道路境界までの水平距離は4m以上としなければならない。
(3)隣地境界までの水平距離は2m以上としなければならない。
(4)公共緑地境界までの水平距離は2m以上としなければならない。</td><td rowspan="2">A-1地区 ▭
A-2地区 🟦
B地区 🟨</td></tr>
<tr><td>隣地境界線との距離</td><td colspan="2">建築物の外壁又はこれに類する柱の面から隣地境界線までの距離は、隣地境界線から2.0m以上としなければならない。（なお、公共桝及び防火水槽用地は当該敷地の一部とみなす。）
ただし、延べ面積30㎡以内の物置、その他の付属建築物については、この限りでない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の高さの最高限度</td><td colspan="2">－</td><td>1　建築物等の高さの最高限度は、30mとする。
2　前号の建築物の高さの算定方法は、次に定めるところによる。
(1)階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分は、当該建築物の高さに算入しない。
(2)棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。
3　前号(1)、(2)に定める部分及び建築物と一体となって屋上に設置する工作物、建築設備（避雷針を除く。）の高さは5m以下とする。</td><td>B地区 🟨</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</td><td colspan="3">制限を受ける建築物及び工作物は、建築物にあっては、建築物の新築、増築、改築又は移転において、高さが15mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの。建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更においては、高さが15mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の３分の１を超えるもの。工作物にあっては、工作物の建築物の新築、増築、改築又は移転において、高さが15mを超えるもの。工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更においては、高さが15mを超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の３分の１を超えるものを対象とする。
建築物及び工作物の色彩は、田園風景と調和し落ち着きのある色調とする。
(1)外観の各立面の色彩（着色していない石、木、土、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。以下同じ。）は、各立面の面積の３分の１を超える部分については、刺激的な彩色（光又は明かりを用い、点滅する装置を含む。以下同じ。）を避け、周辺の眺望・景観と調和するよう、次に掲げるマンセル表色系の範囲は使用しない。<table><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>7.5R から 7.5Y</td><td>－（全て）</td><td>６を超える</td></tr><tr><td>7.5RP から 7.5R(7.5R は含まない)7.5Y から 7.5GY(7.5Y は含まない)</td><td>－（全て）</td><td>４を超える</td></tr><tr><td>7.5GY から 7.5RP(7.5GY 及び 7.5RP は含まない)</td><td>－（全て）</td><td>２を超える</td></tr></table>(2)看板の設置場所は、自己の敷地内とし、１事業所につき、２基以内とし、看板の表示は最小限のものとする。
(3)建築物を利用して看板を配置する場合には、建築物との調和を考慮する。</td><td>A-1地区 ▭
A-2地区 🟦
B地区 🟨</td></tr>
<tr><td colspan="2">垣又は柵の構造の制限</td><td colspan="3">道路及び隣地境界線沿いに設置する垣又は柵は、見通しのきく生垣、金網、その他これらに類するものとし、高さは2.0m以下、基礎の高さは、敷地から0.6m以下とすること。
また、門の高さは2.0m以下、基礎の高さは、敷地から0.6m以下とし門扉の長さは、出入口の幅に2.0mを加えた長さを限度とする。</td><td>A-1地区 ▭
A-2地区 🟦
B地区 🟨</td></tr>
</table>